

お知らせ



国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所

Miyoshi office of River and National Highway

令和5年9月28日

報道解禁：9月29日 16時00分以降

資料提供先

三次記者クラブ

【第4回】一般国道54号で特殊車両の指導取締を実施します ～ その運行、通行許可証のとおりですか？ ～

三次河川国道事務所では、一定の重さや大きさを超える車両（特殊車両）が路面・橋梁等に与える影響を軽減するため、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

○実施日時： 令和5年9月29日（金）14:00～16:00

及び場所 一般国道54号下り 安芸高田市八千代町上根地内（別紙一参照）

〔雨天等により指導取締を延期又は中止する場合があります。〕

○指導取締： 「通行許可証」又は「※回答書」の有無、内容確認及び車両計測を行い
内 容 違反があれば警告等の指導を行います。

※ 特殊車両通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書。

○協力機関： 広島県 安芸高田警察署

○取材対応： 報道解禁は指導取締終了時刻16:00以降としますので、ご協力をお願いします。

雨天等により中止することがあります、改めて記者発表は行いませんのでご了承ください。

当日の取材は現地で対応します。取材を希望される場合は事前に下記【担当】まで
ご連絡ください。

※「特殊車両通行許可制度」については別紙一3、「特殊車両通行確認制度」

については、別紙一4をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省 中國地方整備局 三次河川国道事務所



三次河川国道事務所
X(旧Twitter)二次元バーコード

副所長（道路担当）

藤原 康史

【担当】道路管理課長

河野 和典

【広報担当】調査設計課長

森浦 章治

電話番号 0824-63-4121（代表）

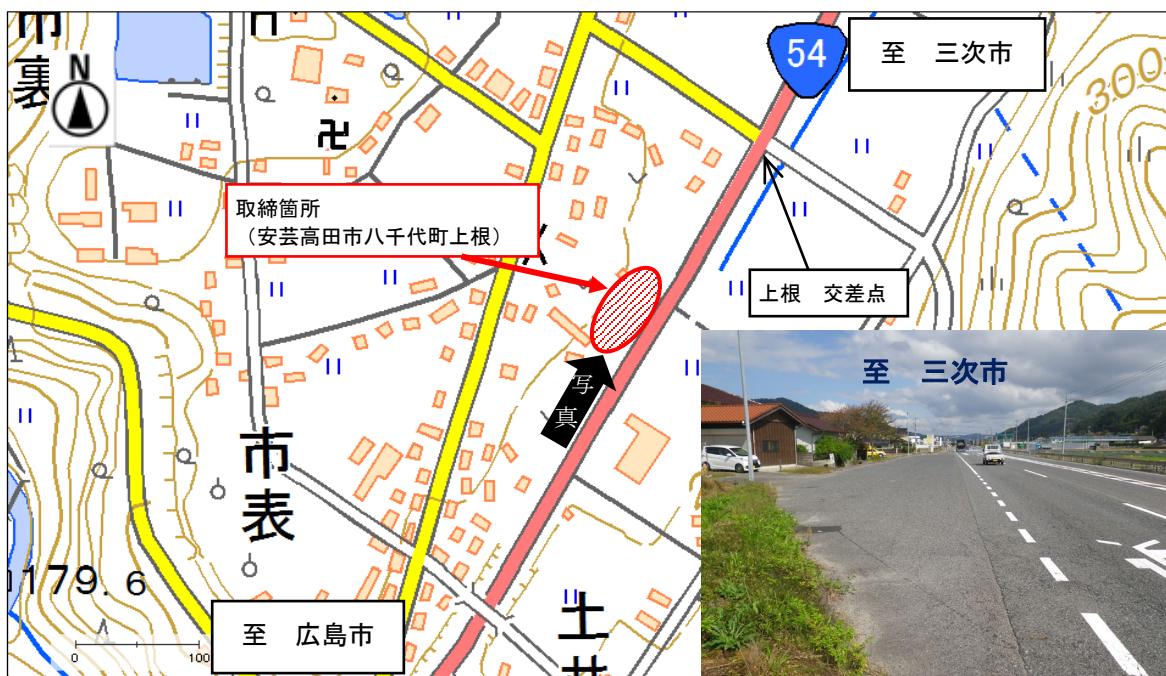
URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

1) 取締箇所位置図



2) 取締箇所詳細図



国土地理院標準地図データ

<http://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>を基に三次河川国道事務所加工

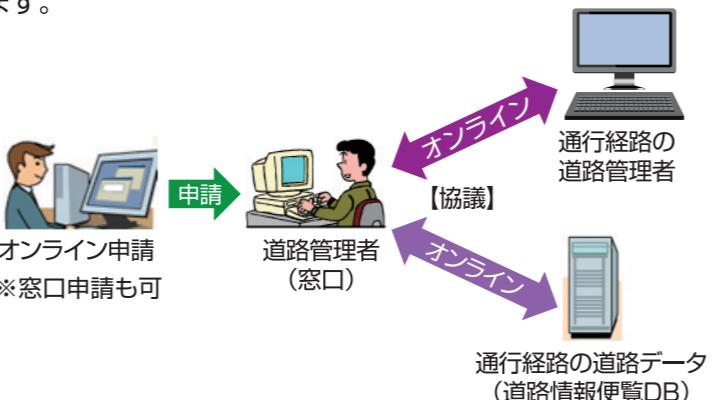
【令和4年度・5年度の取締実施状況】



路線	取締場所	実施年度（回数）	取締台数	違反台数
国道54号	三次市下志和地町 安芸高田市八千代町上根 ※ 安芸高田市八千代町下根 (警察要請による臨時取締)	令和5年度（計3回） ※ 警察要請による臨時取締（1回）を含む	6台	3台
		令和4年度（計6回）	14台	5台

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関する「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



[ポイント]

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主・運送関係の皆様へ 特殊車両が走るには 許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



重量違反等となるような依頼
（はい… 重量オーバーになるかも知れないけどこれも頼む）
断れない仕方ない
荷主の関与

違反走行

荷主勧告
荷主名及び
事案の概要を
公表

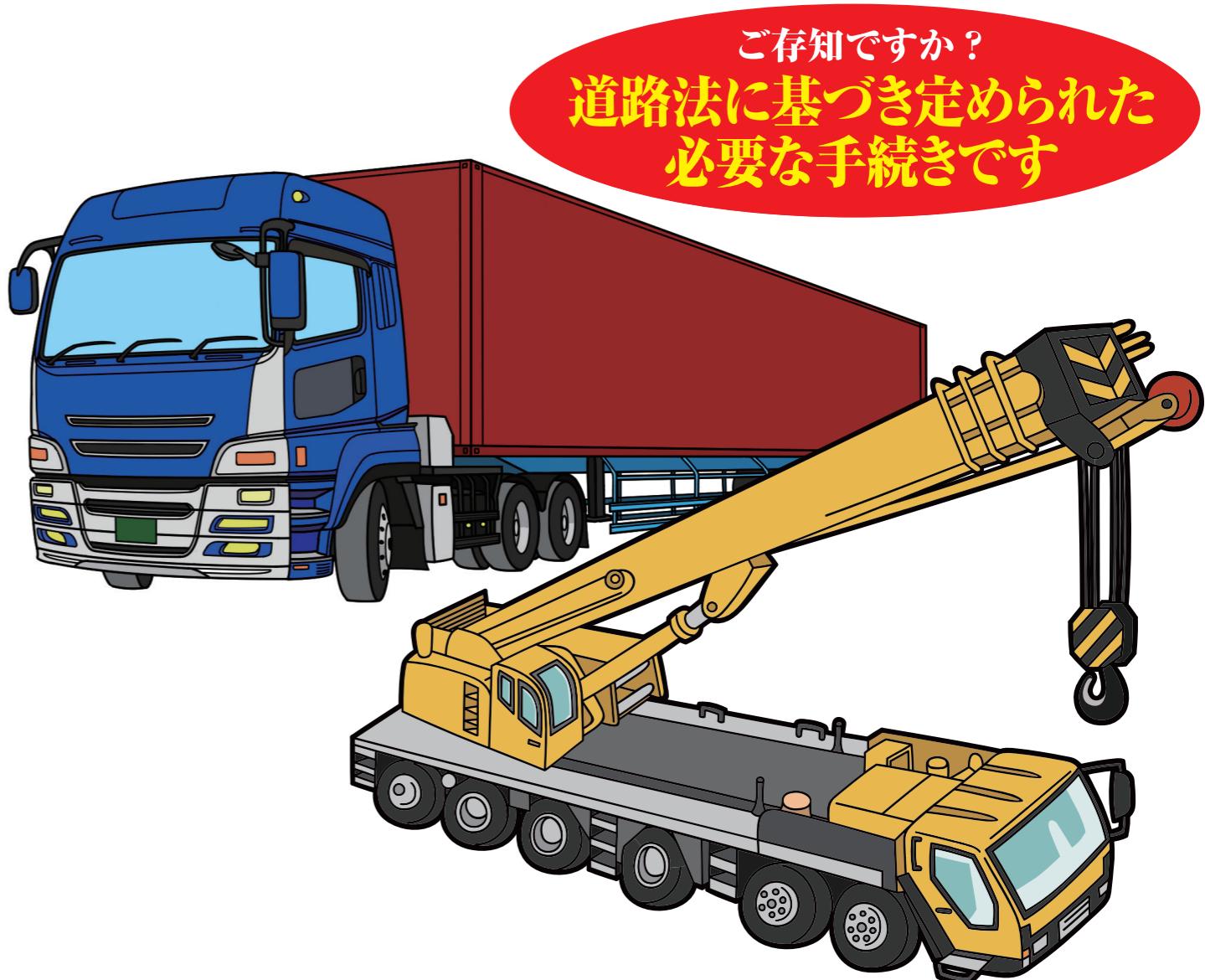
詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松 江 国 道 事 務 所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広 島 国 道 事 務 所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html	QRコード	全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html	QRコード
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html	QRコード	特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei0000088.html	QRコード



新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!



従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路**が示されます。

*道路情報便覧の収録道路



車両の登録

[単車
トラクタ
トレーラ]

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり

5,000円 (5年間有効)

*トレーラは手数料不要

経路の確認

1 登録車両から、車両を選択

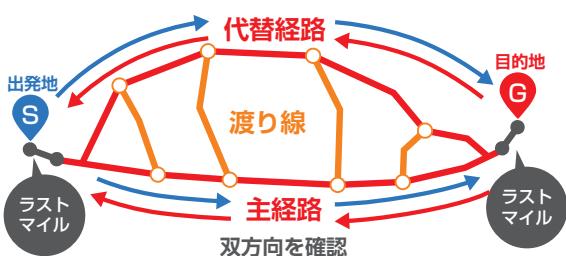
2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

A

2地点双方向2経路検索

2地点間の主経路及び代替経路（渡り線含む）（双方向）を同時に確認

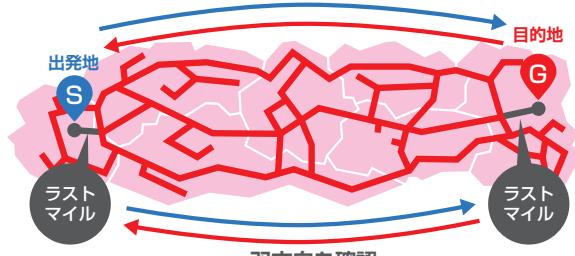


通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B

都道府県検索

都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



即時

*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり（1都道府県あたり）**400円**

電子データで「回答書」の交付 (1年間有効)

通行

① 通行時

回答書の経路を通行可（回答書を携行（印刷または電子データ））

② 通行後

ETC2.0を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。

⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。

- 車両には**ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。

⇒通行経路の確認に利用します。

- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。

⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。

①積載する貨物の重量

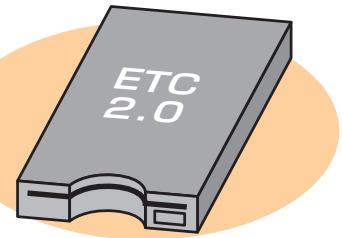
※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。

例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、
型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。

（総重量及び測定日時が記録されているもの。）



乗務記録	
貨物重量	○トン
荷 積	○月○日○時 A工場
荷 卸	○月○日○時 B倉庫

1年
保存

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路 [片方向] ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路 [双方向] を検索
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録 (一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり 5,000 円 (5年間有効) ※トレーラーは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき 600 円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき 400 円 (都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき 100 円 (10km ごと)
通行経路の 許可期間／ 有効期間	2年以内 (超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL : 0120-161-948 (電話受付時間：年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL : <https://www.tks.hido.or.jp> メール : hido-tks-info@tks.hido.or.jp

